

事業所長	事務長		所属長

- 出生時育児休業（産後パパ育休）申出書
 育児休業申出書（～1歳 回目 ・ ～1歳6か月 ・ ～2歳）

事業所長 殿

申出日 20 年 月 日
 事業所・部署 _____
 雇用形態 常勤・嘱託・定時（週 日）
 個人コード _____
 氏 名 _____ (印)
 （入協年月日 年 月 日）

私は、育児・介護休業等に関する規程（第3条及び第7条）に基づき、以下のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名（ふりがな）	()
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 年 月 日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業（産後パパ育休）		
3-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (期間契約職員である場合、職場復帰予定日 年 月 日)	
	※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること	
3-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について出生時育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある（ 回） → 年 月 日から 年 月 日まで
	(3) 1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある（ 回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)が2回ある場合、再度申出の理由 []

4 1歳までの育児休業（パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2か月まで）		
4-1 休業の期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで （期間契約職員である場合、職場復帰予定日 年 月 日）</p>	
	<p>※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載（2回目を後日申し出ること可能）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで （期間契約職員である場合、職場復帰予定日 年 月 日）</p>	
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	<p>いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕</p>
	(2) 1の子について育児休業をしたことが（休業予定含む）	<p>ない・ある（ 回） →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔 〕</p>
	(3) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	<p>ない・ある（ 回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記（2）がある場合、再度申出の理由 〔 〕</p>
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規程第2条第4項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合（パパ・ママ育休プラス）	<p>配偶者の休業開始（予定）日 年 月 日</p>
5 1歳を超える育児休業		
5-1 休業の期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで （期間契約職員である場合、職場復帰予定日 年 月 日）</p>	
5-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	<p>いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕</p>
	(2) 1の子について1歳を超える育児休業をしたことが（休業予定含む）	<p>ない・ある→再度休業の理由 〔 〕 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで</p>
	(3) 1の子について1歳を超える育児休業の申出を撤回したことが	<p>ない・ある→再度申出の理由 〔 〕</p>
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	<p>配偶者が休業 している・していない 配偶者の休業（予定）日 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p>

（注）上記3、4の休業は原則各2回まで、5の1歳6か月まで及び2歳までの休業は原則各1回です。申出の撤回1回（一の休業期間）につき、1回休業したものとみなします。